

令和4年度公共ホール現代ダンス活性化支援事業実施要綱

1 趣旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、公共ホールの活性化とコンテンポラリーダンスによる創造的で文化的な芸術活動のための環境づくりに寄与し、あわせて公共ホール職員等の企画・制作能力の向上と創造性豊かな地域づくりに資することを目的として、公共ホール現代ダンス活性化事業（以下「ダン活」という。）を実施した地方公共団体等によるコンテンポラリーダンスの公演事業及び地域交流プログラムの継続的な取り組みに対する支援を行う。

2 対象団体

- (1) 次に掲げるいずれかの団体（以下「地方公共団体等」という。）のうち、(2)又は(3)に該当する団体を対象とする。
 - ① 地方公共団体
 - ② 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う法人その他の団体
 - ③ 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設置された公益財団法人、一般財団法人等のうち、地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの
- (2) ダン活のAプログラム（地域交流プログラム）、Bプログラム（市民参加作品創作プログラム）及びCプログラム（公演プログラム）のすべてを実施した地方公共団体等
- (3) ダン活のAプログラム（地域交流プログラム）及びBプログラム（市民参加作品創作プログラム）又はAプログラム（地域交流プログラム）及びCプログラム（公演プログラム）を実施した地方公共団体等

3 実施団体の決定

地域創造は、上記団体から提出された事業申請書等をもとに審査し、実施団体を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

4 助成対象事業

原則として、9日間（派遣回数2回まで）の日程の範囲内で行う次の事業を対象とする。日程の考え方については、別紙1「1 事業実施日程の考え方について」を参照のこと。

なお、事業実施に向けて、事業の打ち合わせや会場下見、アウトリーチ先の下見を1泊2日以内で実施する。

(1) 公演（ダンス公演）

公共ホール等で開催する有料のコンテンポラリーダンス公演（市民参加作品を創作し上演する公演又は対象アーティストのレパトリー作品を上演する公演。以下「公演」という。）を1回実施する。

入場料収入は実施団体に帰属するものとする。

(2) 地域交流プログラム

学校や福祉施設等でのアウトリーチを2回以上、公募等によるワークショップを1回以上実施する。

5 支援措置

実施団体が実施する助成対象事業に対し、原則として、ダン活を実施した最終年度の翌年度又は翌々年度の1年間に限り財政支援することとし、申請に基づき助成を決定する。なお、助成額は次の(1)に定める助成対象経費の2分の1以内とする。

(1) 助成対象経費

事業実施に伴う次に掲げる経費については、別紙1「2 助成対象経費について」に基づき算出された額を上限として助成の対象とする。

ただし、実施団体が「4 助成対象事業」に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については対象外とする。

① 対象アーティスト等派遣経費

対象アーティスト、アシスタント、テクニカルスタッフ等の出演料等を含む派遣経費。別紙1「2 (1)対象アーティスト等派遣経費」及び別紙2「2 アーティスト等の出演料等について」を参照のこと。

② 公演負担金

公演実施にかかる経費(助成対象上限額50万円)。対象経費については、別紙1「2 (2)公演負担金」を参照のこと。

(2) 対象アーティスト

対象アーティストは、別紙2「1 ダン活支援対象アーティスト一覧」のとおりとし、その出演料等の助成対象上限額は、別紙2「2 アーティスト等の出演料について」のとおりとする。

(3) 実行委員会形式等により事業を実施する場合の取扱い

事業を実施団体及び民間企業等が参加して実行委員会形式等により実施する場合においては、企画・運営について当該実施団体が相当の責任を負う場合に限って、当該実施団体の負担する額に相当する範囲内の事業費を助成の対象とすることができる。

(4) 助成金の概算払いについて

実施団体が希望する場合には、助成承認額の50%を上限(千円未満切り捨て)として助成金の概算払いを行うことができる。

6 提出書類等

(1) 事業申請書 …別記様式1-1、1-2、1-3

令和4年度に本事業の実施を希望する対象団体は、令和3年9月24日(金)までに、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること(地域創造必着)。

なお、2(1)②又は③に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者又は出資者である地方公共団体の長の副申を添えること(別記様式1-4)。

【添付資料】

(申請団体提出)

- ・会場パンフレット

(申請団体が 2 (1)②に該当する団体のみ)

- ・ 指定管理者として指定を受けていることを証する書類

(申請団体が 2 (1)③に該当する団体のみ)

- ・ 令和 3 年度事業概要
- ・ 令和 2 年度決算及び令和 3 年度予算資料

(実行委員会形式等により事業を実施する場合のみ)

- ・ 実行委員会等組織の関与状況 (別記様式 2)
- ・ 規約
- ・ 実行委員等名簿
- ・ 組織体系図
- ・ 事業計画
- ・ 予算資料

(2) **事業実施計画書** …別記様式 3-1、3-2、3-3、3-4

実施団体は、アーティストと連絡調整を行い、出演アーティスト、日程等を決定の上、令和 3 年 12 月 17 日 (金) までに当該書類を提出すること。

(3) **助成金概算払い請求書** …別記様式 4

実施団体が概算払いを請求する場合は、助成決定通知後、令和 4 年 5 月 20 日 (金) までに、当該書類に、助成決定通知の写しを添えて提出すること。

地域創造は、令和 4 年 6 月 30 日 (木) までに実施団体が指定する銀行口座に振り込むものとする。

(4) **事業実績報告書** …別記様式 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

事業終了後 30 日以内又は令和 5 年 4 月 14 日 (金) のいずれか早い日 (必着) までに、次の関係資料を添えて当該書類を提出すること。

【添付資料】

- ・ チラシ、ポスター、プログラム、写真等の成果物
- ・ 出演契約書の写し
- ・ 助成対象経費に係る領収書等 (支払いを証明できる書類) の写し

(実行委員会形式等により事業を実施した場合のみ)

- ・ 実行委員会等組織の関与状況 (別記様式 2)
- ・ 実施団体が実行委員会等組織に対して経費を負担したことが証明できる書類の写し
- ・ 実行委員会等組織の収支状況

(5) **事業変更承認申請書又は事業変更報告書** …別記様式 6-1、6-2

助成決定通知を受けた後に計画内容に重大な変更が生じた場合は、次の区分に応じて直ちに当該書類を提出すること。

① 変更承認申請

次に掲げる変更については、事業変更承認申請書を提出し、地域創造の承認を得るものとする。なお、変更内容によっては助成対象事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合があるので留意すること。

ア 公演実施会場の変更

イ その他、事業内容が大幅に変更される場合等地域創造が特に承認を必要とする変更

② 変更報告

次に掲げる軽微な変更については、事業変更報告書により地域創造に報告するものとする。なお、この場合、地域創造の承認は不要とする。

ア 申請者の代表の変更、人事異動等によるその他関係者の変更

イ その他、事業内容の大幅な変更を伴わない場合の事業概要の変更

7 その他

(1) 助成に関する表示

実施団体は、対象事業実施会場及び対象事業実施に際して作成される印刷物、ホームページその他の宣伝媒体に、地域創造が助成している旨を必ず表示すること。

(表示例) 助成：一般財団法人地域創造、助成：(一財)地域創造

(2) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(3) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施団体の決定等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(4) 情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施団体は協力するものとする。

(5) その他

事務手続きスケジュールその他細目について必要がある場合は別途定める。

また、その他事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造と実施団体が協議して決定する。

参考 事業の流れ・手続き等

●令和3年度（事業実施前年度）

時期（予定）	内 容	提出書類
7月16日 ～9月24日	事業申請書の受付（9月24日（金）締切）	事業申請書 （別記様式1-1～-3、1-4 ^{※1} ） ※1 要綱2②及び③に該当する団体は、地方公共団体の長の副申書（別記様式1-4）を添付 ※ 実行委員会形式等により事業を実施する場合は、実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）等を添付
10月下旬	事業内定通知 アーティストへ出演依頼	
12月17日	事業実施計画書の提出（12月17日（金）締切）	事業実施計画書 （別記様式3-1～-4）

●令和4年度（事業実施年度）

時期（予定）	内 容	提出書類
4月上旬	助成決定通知	
4月上旬 ～5月20日	助成金概算払い請求（5月20日（金）締切）	助成金概算払い請求書 （別記様式4）
4月～翌年3月	事業の実施	
	事業変更承認申請書又は事業変更報告書の提出 （助成決定通知後に計画内容に変更が生じた場合は内容に応じて直ちに提出すること。なお、変更内容によっては事業の要件を満たさなくなり、助成できない場合がある。）	事業変更承認申請書 又は事業変更報告書 （別記様式6-1、6-2）
事業終了後 30日以内	実績報告、助成金の請求	事業実績報告書 （別記様式5-1～-5） ※ 実行委員会形式等により事業を実施した場合は、実行委員会等組織の関与状況（別記様式2）等を添付

1 事業実施日程の考え方について

(1) 本番期間を1回とした場合の例

・本番：7日（地域交流プログラム3回、公演1回） 計7日

(2) 本番期間を2回とした場合の例

(i) ・本番①：2日（地域交流プログラム1回）

・本番②：7日（地域交流プログラム2回、公演1回） 計9日

(ii) ・本番①：3日（地域交流プログラム2回）

・本番②：6日（地域交流プログラム1回、公演1回） 計9日

なお、日程の考え方は一例であり、この限りではない。

2 助成対象経費について

(1) 対象アーティスト等派遣経費

市民参加作品を創作し上演する場合

項目	出演料等	旅費交通費		損害保険
		現地下見	本番期間	
		交通費(現地移動費を除く)宿泊費・日当		
対象アーティスト		1泊2日以内	2往復 8泊10日以内	○
アシスタント (クリエイション等のアシスタント 兼共演者) *対象アーティストがソロの場合2名、デュオ の場合1名	地域交流プログラム、公演	×	2往復 8泊10日以内	
テクニカルスタッフ等*(1名)	仕込み～公演	1泊2日以内	1往復 5泊6日以内	

レパトリー作品を上演する場合

項目	出演料等	旅費交通費		損害保険
		現地下見	本番期間	
		交通費(現地移動費を除く)宿泊費・日当		
対象アーティスト		1泊2日以内	2往復 8泊10日以内	○
アシスタント (アシスタント兼共演者) *対象アーティストがソロの場合のみ1名	地域交流プログラム、公演	×	2往復 8泊10日以内	
共演者(1名)	リハーサル～公演	×	1往復 4泊5日以内	
テクニカルスタッフ等*(1名)	仕込み～公演	1泊2日以内	1往復 5泊6日以内	

※公演準備（地域交流プログラムを除く。）のサポート役として必要と判断されるテクニカルスタッフ、演出助手、制作者等をいう。

(2) 公演負担金 ※助成対象上限額：50万円

文芸費	現地舞台監督料、現地における照明・音響プラン料、調律料、著作権使用料など
設営・舞台費	現地舞台仕込等人件費、現地照明・音響等オペレーター人件費、照明・音響等機材費、舞台設営費、リノリウム借上料、市民参加作品に関わる経費（衣裳費、舞台美術費、メイク費、小道具費、運搬費など）など
会場費	会場使用料
謝金・旅費・通信費	地元出演者等謝金、会場整理等賃金、地元出演者等交通費・宿泊費・日当費、通信費など
宣伝・印刷費	広告宣伝費、チラシ・ポスター・プログラム・チケット製作費、チケット販売手数料など
記録費	録画費、写真費、記録映像作成費など
消耗品費	事業に係る消耗品費
保険料	ワークショップ参加者等保険料など
その他	その他事業の企画・制作に要する経費（振込手数料、印紙代を含む）

対象外経費

- ①事業実施団体以外の者が支出した経費
- ②事業実施団体及び申請者が請求者となっている経費（例：利用料金（地方自治法第244条の2第8項の規定によるもの）を収受する指定管理者が自ら当該施設を使用して事業を実施した場合に、自身に支払う形となる利用料金等）
- ③対象アーティスト等派遣経費
を超えるアシスタント・共演者等に係る経費
- ④打ち上げ費、その他飲食関係費（ケータリングを含む）
- ⑤手土産代、記念品代、出演者等への花束代等物品による謝礼費用
- ⑥事務局経常費（事務所維持費、職員給与等）
- ⑦対象アーティスト等の現地移動にかかる交通費
- ⑧その他、対象経費として適当でないと地域創造が判断したもの

ダン活支援対象アーティストについて

1 ダン活支援対象アーティスト一覧

ダン活支援対象アーティスト			
1	青木尚哉	10	東野祥子
2	新井英夫	11	森下真樹
3	伊藤キム	12	山田うん
4	岩淵多喜子	13	山田珠実
5	遠田 誠	14	赤丸急上昇(赤松美智代+丸山陽子)
6	北村成美	15	笠井瑞丈×上村なおか
7	楠原竜也	16	勝部ちこ+鹿島聖子
8	鈴木ユキオ	17	坂本公成+森裕子(Monochrome Circus)
9	田畑真希	18	セレノグラフィカ(隅地茉歩+阿比留修一)
ダン活登録アーティスト			
1	北尾 亘	5	藤田善宏
2	田村一行	6	マニシア
3	長井江里奈	7	康本雅子
4	中村 蓉		

2 アーティスト等の出演料等について

(1) 助成対象上限額

市民参加作品を創作し上演する場合

項 目		出演料等(税込)
対象アーティスト	ソロ	363,000 円
	デュオ *1人あたり	242,000 円
アシスタント(クリエーションのためのアシスタント兼共演者) *1人あたり		110,000 円
テクニカルスタッフ等*		110,000 円

レパートリー作品を上演する場合

項 目		出演料等(税込)
対象アーティスト	ソロ	363,000 円
	デュオ *1人あたり	242,000 円
アシスタント(アシスタント兼共演者)		110,000 円
共演者		77,000 円
テクニカルスタッフ等*		110,000 円

※公演準備(地域交流プログラムを除く。)のサポート役として必要と判断されるテクニカルスタッフ、演出助手、制作者等をいう。

(2) 対象アーティストの出演料に含まれる経費

ワークショップの講師料、公演出演料、振付・演出料、アーティスト作品に関わる経費（衣裳費、舞台美術費、メイク費、小道具費、運搬費、照明・音響プラン料、制作費）、稽古場代、公演に使用する映像ソフト代、写真使用料、広報・宣伝及びプレ・アフタートーク等関連企画への協力、個別研修、経常経費、飲食費、地域創造負担を超えるアシスタント・共演者等に係る経費、市民参加公演の稽古として必要なクリエイションワークショップ等に係る経費